

申請から助成金(商品券)交付までの流れ

7

助成金交付対象者認定申請書(別記第15号様式)を提出する。

(この申請は初回の1回のみ。)

○認定申請書に必要事項を記入して、そのほか必要な書類と合わせて市に提出します。

申請に必要な書類

- ・ 戸籍の附票
- ・ 住民票謄本
- ・ 賃貸借契約書等の写し
- ・ 市税の納税証明書
- ・ 住宅手当等支給状況証明書(別記第16号様式)
- ・ その他必要書類



2

市役所から助成金交付対象者認定通知書(別記第17号様式)が届く。

3

助成金交付申請書(別記第19号様式)を提出する。

(毎年度4月に申請を行う。)

○交付申請書に必要事項を記入して、そのほか必要な書類と合わせて市に提出します。

申請に必要な書類

- ・ 市税の納税証明書
- ・ 賃貸住宅家賃助成計算書(別記第20号様式)
- ・ その他必要書類



4

市役所から助成金交付決定通知書(別記第21号様式)が届く。

5

助成金(商品券)を請求する。(年3回の請求を行う。)

○実績報告書兼交付請求書に必要事項を記入して、そのほか必要な書類と合わせて市に提出します。

請求に必要な書類

- ・ 実績報告書兼交付請求書(別記第25号様式)
- ・ 家賃を支払ったことが証明できる書類(領収書、口座振込み証明書、これらに準ずる書類の写し等)

請求書の提出期限

- ◎4月～7月分 → 8月15日までに請求(9月上旬に交付します)
 - ◎8月～11月分 → 12月15日までに請求(12月下旬に交付します)
 - ◎12月～3月分 → 4月15日までに請求(5月上旬に交付します)
- ※各月の15日が市役所閉庁時の場合は翌開庁日に提出してください。

6

市から助成金(商品券)が交付される。

(ご自宅への郵送となります。)

以下、③～⑥を繰り返します。



芦別市役所

お問い合わせは芦別市企画政策課まちづくり推進係まで
電話;0124-27-7061 メール;kikaku@city.ashibetsu.hokkaido.jp